

実績評価書

(厚生労働省27(Ⅶ-3-4))

施策目標名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること (施策目標Ⅶ-3-4)							
施策の概要	本施策は、旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管するとともに、恩給請求書の進達及び履歴証明を迅速かつ適切に行うために実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び関連規程に基づき、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料を適切に整備保管するものである。 また、恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)により、恩給を請求する者は厚生労働省を経由して総務省に恩給請求関係書類を提出することとされており、請求書類の経由庁として迅速かつ適切に処理を行うものである。							
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	424,353	365,854	348,121	360,110	284,088	279,371
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	424,353	365,854	348,121	360,110	284,088	279,371
	執行額(千円、d)	349,364	326,057	314,135	317,744			
執行率(%、d/(a+b+c))	82.3%	89.1%	90.2%	88.2%				
関連税制	-							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 旧陸海軍人事関係等資料 約2700万件のうちデータ ベース化したものの割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標	達成
		・終戦後に旧陸海軍から引き継がれた資料は経年劣化による損傷が激しく、公文書等の管理に関する法律に基づき計画的に保管資料のデータベース化を図る必要があるため、当該指標を測定する。 ・平成23年度からの人事関係資料のデータベース化等資料整備計画に基づき、平成27年度100%を目標値とする。								
		基準値	実績値					目標値		
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度		
	-	25%	42%	72%	89%	100%	100%	○	○	
	年度ごとの目標値		20%	40%	60%	80%	100%			
	指標2 恩給請求書を受付後1.5ヶ月 以内に総務省に進達した割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標	達成
		恩給給与細則に基づき、旧軍人遺族等恩給進達事務を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。								
		基準値	実績値					目標値		
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度		
	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	○	○	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%			
	指標3 旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標	達成
		軍人軍属期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。								
		基準値	実績値					目標値		
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度		
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	○	○		
年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%				
指標4 ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供はあったが情報不足により特定できていない約8千件について調査したものの割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標	達成	
	・戦後70年目を迎え、関係遺族の高齢化が進む現状を踏まえ、ソ連抑留中死亡者等の照合調査に積極的に取り組む必要があるため、当該指標を設定する。 ・平成23年度以降入手した各種資料を活用しつつ、平成27年度100%を目標値とする。									
	基準値	実績値					目標値			
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度			
	20%	40%	60%	80%	100%	100%	○	○		
年度ごとの目標値		20%	40%	60%	80%	100%				

※23年度は第2期基本計画期間、24年度から27年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由) 何れの測定指標も実績が目標値に達したことから、目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 指標1のデータベース化については、旧陸海軍人事関係等資料は作成されてから数十年を経過し、損傷が激しい。データベース化することで、資料の経年劣化による損傷を防ぎ、持続的な利用が可能となるため、有効な施策と評価できる。※なお、旧陸海軍人事関係等資料の原本は、資料の公開と後世への伝承を図るため、原則として国立公文書館に移管しており、こちらにも、資料の適切な整備保管に繋がっている。 指標2の恩給進達については、迅速な対応により、恩給を速やかに受給できることから、有効な施策と評価でき、指標3の資料調査・履歴証明についても、迅速な対応により、必要資料を速やかに取得いただけることから、有効な施策と評価できる。 指標4の抑留者関係資料の調査については、遺族が自らの親族の死亡の経緯等を把握することができることから、有効な施策と評価できる。
		(効率性の評価) 事業実施にあたっては、多くの事業を一般競争入札により調達しており、効率性を確保している。また、旧陸海軍人事関係等資料のデータベース化については、本データベースを活用することで、恩給進達や履歴証明に必要な名簿情報の検索等が容易となるため、各種業務の効率的な実施に寄与している。
(現状分析) 指標1のデータベース化については、主な旧陸海軍人事関係等資料のデータベースを構築でき、かなりの情報を整備できた。指標2の恩給進達については、請求件数は減少しているものの、受給者は高齢化しており、迅速な対応が引き続き必要である。指標3の資料調査・履歴証明については、平成27年度の申請件数が前年度を上回ったが、データベースを活用することで迅速な対応ができた。今後も迅速な対応が必要である。 指標4の抑留者関係資料の調査については、平成27年度までの目標は達成したが、当該目標を立てた平成22年度以降もロシア連邦政府等から新たな資料を入手しており、これら資料の調査を迅速に進めることが、今後の課題となる。		
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 指標1のデータベース化については、平成23～27年度を「5ヶ年計画」(集中実施期間)と位置づけ、主な資料のデータベース化は27年度で完了したが、データベース化にあたり、資料の整理を進める中で、当初5ヶ年計画に含んでいなかった資料についても整理することができたため、事業規模は縮小するが、引き続き必要資料のデータベース化を実施する。 指標2の恩給進達及び指標3の資料調査・履歴証明については、引き続き迅速な対応を目標として、適切に実施する。 指標4の抑留者関係資料の調査については、戦後70年を経過し、関係遺族の高齢化が進む現状を踏まえ、調査を迅速に行う必要があることから、平成27年4月、これまでにロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料に掲載されていた者(約7千人)のカナ氏名を厚労省HPで追加公表した。当該約7千人について平成28年度に調査を行うことを新たな目標とする。 (予算要求について) 資料のデータベース化については、平成27年度で主な資料のデータベース化が完了したため、平成28年度予算額を大幅に減額したところであり、平成29年度も更に減額する。一方、抑留者資料の調査については、調査を迅速に進めるため、平成28年度予算額を大幅に増額(作業補助員の増員等)したところであり、平成29年度も同規模で要求する。 (税制改正要望について) — (機構・定員について) —	

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議年金・福祉ワーキンググループ(平成28年8月1日開催)で議論いただいたところ、評価書の修正に繋がる指摘はなく、今後も旧陸海軍人事関係資料等の適正な整備保管に努めるようご意見をいただいた。このため、引き続き資料の適正な整備保管に努め、恩給請求書の進達や履歴証明等を迅速かつ適切に実施していく。
-----------------	---

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H21/H21HO066.html ・恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28F03101000067.html ・戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryoku_ikan/index.html ・旧軍人軍属の恩給、軍歴証明書に関する業務 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido04/index.html ・ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料の公表について URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000083886.html
----------	---

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護・業務課長 福田 勲	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--------	--------	-----------------	----------	---------